

## 同和問題（部落差別）に関する県民意識調査業務委託に係るプロポーザル実施要領

- ※ このプロポーザルによる契約の締結は、当該契約に係る令和4年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該プロポーザルは無効とする。
- また、当初予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

### 1. 調査目的

県民の同和問題（部落差別）に関する意識等の実態を把握し、これまで実施してきた施策の効果検証と今後の施策の方向性を導き出すための基礎資料とする。

### 2. 委託内容

#### (1) 委託業務名

同和問題（部落差別）に関する県民意識調査業務

#### (2) 業務内容

県民の意識調査を行い、結果を集計し統計的に分析したものを報告書としてまとめるものとする。業務内容の詳細は、プロポーザル事前説明会で説明することとし、仕様書及び調査項目案は説明会参加申込者のみ別途案内する。

#### (3) 予算上限額

金4,895,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (4) 委託契約期間

契約締結日（令和4年4月1日以降）から令和5年3月10日（金）まで

### 3. 委託事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- (1) 仕様書に定める業務の実施が可能な者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

### 4. 委託事業者選定方法

- (1) 上記3に合致する者を選定するため、和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会を実施し、各参加者の能力等を把握するものとする。
- (2) 提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者として選定する。
- (3) (2)で選定された者と契約を締結する。
- (4) 採用となった企画提案については、必要に応じて、内容を変更する場合がある。

### 5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札等に関する参加を停止されていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税、県税について滞納していない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 調査研究・統計作業に関し、実施及び分析能力が高く、十分な経験や実績を有している者。

## 6. スケジュール

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| (1) プロポーザル参加申込書提出期限  | 令和4年2月22日(火) 午後5時(必着)   |
| (2) プロポーザル事前説明会(WEB) | 令和4年2月24日(木) 午前10時30分開始 |
| (3) 質問受付期限           | 令和4年3月 3日(木) 午後5時(必着)   |
| (4) 質問回答期日           | 令和4年3月 7日(月)            |
| (5) 企画提案書等の提出期限      | 令和4年3月11日(金) 午後5時(必着)   |
| (6) 審査結果決定通知         | 令和4年3月下旬(予定)            |

## 7. プロポーザル事前説明会参加申込及び質問の提出について

- (1) 説明会参加申込方法
    - ①プロポーザル参加者向けに WEB 会議システム (Microsoft Teams 利用) により説明会を開催するので、希望する者は参加申込書 (様式1) を担当課あてメールにて提出すること。
    - ②説明会に参加しない者は、プロポーザルに参加できない。
  - (2) 説明会申込書提出期限  
**令和4年2月22日(火) 午後5時(必着)**
  - (3) 説明会開催日時  
**令和4年2月24日(木) 午前10時30分開始**  
別途送信する Web 会議招待用 URL に各参加者がアクセスすることにより開催する。  
URL 送信の際に、説明会で使用する仕様書及び調査項目案も同時に送信する。
  - (4) 質問の受付
    - ①質問の提出方法
      - ・担当課あて質問票 (様式2) にてメールで提出すること。
      - ・審査内容に関する質問に関しては回答しない。
    - ②質問受付期限  
**令和4年3月3日(木) 午後5時(必着)**
- ※ 回答については、質問者に対しメールにより回答し、その内容については、必要に応じて人権局のホームページにて公表する。  
ただし、その内容が軽微なものにあつては、人権政策課の担当者による回答のみとすることがある。

## 8. 提出書類について

- (1) プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を提出すること。  
【提出部数】①から⑧： 各1部  
⑨： 7部
  - ①提案者の概要書 (様式3)
  - ②誓約書 (様式4)
  - ③役員等に関する調書 (様式5)
  - ④法人にあつては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類 (直近1年分)、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し (直近1年分)
  - ⑤法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては住民票
  - ⑥法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)
  - ⑦都道府県税について未納がない旨の証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)
- ※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格 (業務種目大分類が『11 測定・検査・調査研究等』の『11 調査研究・統計作業 (社会経済分野)』) を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、③から⑦の提出書類を当該書類に代えることができる。

## ⑧見積書

- ア. 仕様書に定められた経費の内訳を記載すること。
- イ. 宛名は、「和歌山県知事 仁坂吉伸」とし、消費税及び地方消費税（合計10%）を含む額にすること。また、税抜き金額も表記すること。
- ウ. 見積金額は予算上限額を超えないこと。
- エ. 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）は和歌山県が譲り受けるので、必要に応じ、その経費も計上すること。

## ⑨企画提案書

- ア. 企画提案書はA4版で作成すること。
- イ. 仕様書に従い、以下の項目を必ず盛り込むこと。
  - A. 業務実施体制
  - B. 業務スケジュール
  - C. 提案  
調査項目を基にした分析の視点、アウトプットのイメージ（例：クロス集計による傾向分析など）、回答促進・回収率向上に向けた提案など
  - D. 平成30年度以降における国や地方自治体で同様の受託実績（最新のものから最大3件まで、契約書の写し及び成果物を添付）  
（なお、「同様」とは、予算上限額の概ね50%以上とする）

(2) 提出期限 令和4年3月11日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法 担当課まで持参又は郵送すること

## 9. 審査方法

- (1) 企画提案の審査は、別途設置する事業者選定委員会において行う。
- (2) 決定方法
  - ①審査の結果、最高評価点を得た提案者を契約候補者として選定する。
  - ②同点の場合、事業者選定委員による協議の上、契約候補者を選定する。
  - ③提案者が1者の場合においても、事業者選定委員会における評価の結果、各委員の評価点数の合計が、満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。
- (3) 審査結果の通知  
審査後、書面により速やかに参加者全員に通知する。

## 10. その他留意事項

- (1) 失格事由  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。
  - ①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ②他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ③事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
  - ④事業者が、複数の共同体に所属して、もしくは、共同体に所属しながら自らが単独で企画提案に参加した場合
  - ⑤提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ⑥提出書類の内容に誤った記載があった場合
  - ⑦提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ⑧提出書類に不足があった場合
  - ⑨予算上限額を超えた見積額を提示した場合
  - ⑩選定委員会による評価の合計が満点の6割に満たない場合
  - ⑪その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (3) 複数提案の禁止  
複数の提案書の提出はできない。
- (4) 企画提案書等提出に要する経費については、参加事業者の負担とする。
- (5) 提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 県が必要と認めるときは追加資料を求めることがある。
- (7) 企画提案書作成のために和歌山県から受領した資料は、和歌山県の了解なく公表、使用することはできない。
- (8) 成果物の著作権の全部（著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利を含む。）は和歌山県に帰属するものとする。
- (9) 和歌山県による成果物の二次使用（ホームページへの掲載等）を認めること。また、成果物は、今後改訂作業等において、和歌山県が業務を委託する者が、再編集することを認めること。
- (10) 業務上発生する未確認事項については、和歌山県と協議すること。

11. 担当課（各関係書類提出先）

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県企画部人権局人権政策課（本館2階）

電話番号：073-441-2560

FAX 番号：073-433-4540

E-mail：e0214001@pref.wakayama.lg.jp

担 当：湯川